

第一体制

姫路港、八木港、相生港、赤穂港

区分：「津波第一体制」

「津波注意報」発表時発出

1 一般船舶

津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。
小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。

陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、
陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。

2 危険物船

津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策を講じること。更に、必要のある場合は荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。

区分：「解除」

「津波注意報解除」発表時発出

港長等が港内の安全を確認した後、解除する。

入港する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し、安全に留意すること。

注1：上記勧告解除後においても、港長等は、状況に応じて、「航行自粛勧告」「航行制限」

「航泊禁止」の措置を講じることがあるので留意すること。

注2：措置内容における「一般船舶」とは、危険物船以外の船舶をいい、「小型船舶」とは

プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の大きさの船舶をいう。

「危険物船」とは港則法に基づく危険物積載船舶をいう。

注3：「陸上避難」とは乗組員等が陸上の高い場所に避難することをいう。